

令和4年1月26日

雇用責任者の方

水色の健康保険証をお持ちの方 各位

人事課福利厚生グループ

【水色の保険証】令和4年10月1日 健康保険の切り替えについて（第1報）

#### 概要

令和4年10月1日施行の年金制度改正により、水色の健康保険証の方の健康保険証が国家公務員共済組合の健康保険証に切り替えになります。つきましては、現時点で想定される留意事項についてお知らせいたしますので、来年度の人件費積算等の参考情報としてご利用ください。

なお、同改正にかかる対応・運用等については現時点で未確定な部分もあり、今後変更となる可能性もありますので、ご承知おき願います。

#### 対象者

水色の健康保険証をお持ちの方（週20時間以上35時間以下勤務の方、期間雇用職員の方）

#### 留意事項

##### ○ 雇用責任者の方へ

- ・ 健康保険・介護保険については、令和4年10月分より共済組合の保険料率が適用となる予定です。
- ・ 厚生年金については、従前と同様、引き続き協会けんぽの保険料率が適用となる予定です。
- ・ 雇用保険、労働者災害補償保険についても、従前と同様の予定です。
- ・ 健康保険料・介護保険料の各予算詳細からの引き落としのタイミングが、翌月から当月に変更になります。

##### ○ 被保険者の方へ

- ・ 令和4年10月1日以降は、新しい保険証をご利用ください。
- ・ 保険証の交換については、令和4年8月頃までにお知らせします。
- ・ 健康保険・介護保険については、令和4年10月分より共済組合の保険料率が適用となる予定です。
- ・ 厚生年金については、従前と同様、引き続き協会けんぽの保険料率が適用となる予定です。
- ・ 健康保険料・介護保険料の給与天引きのタイミングが翌月から当月に変更になります。

**参考**

令和3年度 健康保険等料率

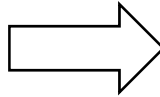
**【協会けんぽ】**

本人負担分

健康保険	4.92
介護保険	0.90

事業主負担分

健康保険	4.92
介護保険	0.90



**【共済組合】**

本人負担分

健康保険	4.047
介護保険	0.930

事業主負担分

健康保険	4.047
介護保険	0.930

※単位：%

※保険料率は令和4年1月1日現在

影響額 以下の者の場合、切替後、6ヶ月間で約8,000円の減額

※試算条件

勤務形態：週5日・30時間

時給：1,270円

その他：10月より、健康保険/介護保険の保健料率（共済組合）を適用

保険料率は令和4年1月1日現在のものにて試算

担 当

人事課福利厚生グループ 筒井, 唐金

内 線：2055

メール：jin.fuk@jim.titech.ac.jp

# 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

参考

## 改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

### 2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和元年度額)に引き上げる。)

### 3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大する。

### 4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。  
※ 企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC (iDeCo): 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

### 5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体の年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

## 施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

【イメージ図】健康保険料等の給与天引き・予算引き落としのタイミングについて（令和4年10月1日以降）

○無期雇用（**年俸制**：フルタイム以外），有期雇用（**年俸制**：フルタイム以外），期間雇用

現在

例

人件費構成（イメージ）

① 基本給等（当月給部分）
② 健康保険料
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料

R3.5

① 基本給等（当月給部分）
② 健康保険料
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料

R3.6

① 基本給等（当月給部分）
② 健康保険料
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料



5月の人件費  
上図のピンクの網掛け部分の合計

令和4年10月以降

人件費構成（イメージ）

① 基本給等（当月給部分）
② 健康保険料（共済短期）
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料

R5.5

① 基本給等（当月給部分）
② 健康保険料
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料

R5.6

① 基本給等（当月給部分）
② 健康保険料
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料

（空白）	当月
（空白）	翌月

※年俸制：当月給与支払者

※上記例は、超過勤務をしていない場合。

超過勤務を行った場合は、別途、翌月に超過勤務手当と支給額に応じた労働保険料（雇用保険料及び労災補償保険料）が発生します。

○無期雇用（時給制：フルタイム以外）， 有期雇用（時給制：フルタイム以外）

現在

例

人件費構成（イメージ）

① 基本給等（翌月払い）
② 健康保険料
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料

R3.5

① 基本給等（翌月払い）
② 健康保険料
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料

R3.6

① 基本給等（翌月払い）
② 健康保険料
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料



5月の人件費  
上図のピンクの網掛け部分の合計

令和4年10月以降

人件費構成（イメージ）

① 基本給等（翌月払い）
② 健康保険料（共済短期）
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料

R5.5

① 基本給等（翌月払い）
② 健康保険料（共済短期）
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料

R5.6

① 基本給等（翌月払い）
② 健康保険料（共済短期）
③ 厚生年金保険料
④ 労働保険料

	当月
	翌月

※新規採用者の②は、初回給与（採用の翌月）に2月分徴収

※時間給制：翌月給与支払者

※上記例は、超過勤務をしていない場合。

超過勤務を行った場合は、別途、翌月に超過勤務手当と支給額に応じた労働保険料（雇用保険料及び労災補償保険料）が発生します。